

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社に雇用され、配送業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、普通貨物自動車を運転して配送先へ向かう途中、青信号で右折した際、対向車線を直進してきた乗用車と衝突し、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C病院に受診し「肋骨骨折、両手部挫傷、頸椎捻挫、腰椎横突起骨折、多発性外傷」と診断され、その後、複数の医療機関で療養の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労災保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第13級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第13級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、「腰のひどい痛みに対しての決定に納得できない。左の手指（中指、薬指、小指）が曲がらないのに、小指だけの決定に納得できない。足の不随意運動についても納得できず障害等級第13級の決定は誤りである」旨主張していることから、以下検討する。

(2) D医師は請求人の症状固定時の傷病名を「腰椎横突起骨折、多発性肋骨骨折、左小指MP関節伸筋腱脱臼、外傷後ジスキネジア」、障害の部位を「腰椎、肋骨、左小指、両下肢」と診断している。

そこで、請求人の主張と合わせ判断すると請求人に残存する障害として検討すべきものは、①左手指の機能障害、②右下肢の機能障害及び神経障害、③腰部及び胸部の神経障害、と認められるから、これらの障害の程度等について以下順次検討する。

ア 左手指の機能障害について

(ア) 中指について

中手指節関節（MP）、近位指節間関節（PIP）のいずれも健側に比して1/2以上の運動制限を認めず、遠位指節間関節（DIP）の屈伸不能を認めないことから、障害等級には該当しないと判断する。

(イ) 環指について

中手指節関節（MP）、近位指節間関節（PIP）のいずれも健側に比して1/2以上の運動制限が認められるが、D医師は「左手小指MC P関

節の伸筋腱脱臼やその後の左小指の腱の癒着が原因で、左の環指と中指に拘縮が生じることは、医学的には考えられない。したがって、左手環指の可動域制限の原因は不明である」と所見しているところ、当審査会としては、同所見は妥当であるものと判断することから、障害補償の対象とは認められないものと判断する。

(ウ) 小指について

D医師は「左小指MP関節伸筋腱脱臼」と診断し、同指の障害を「MCP関節の伸筋腱脱臼に対して腱形成術を行ったが、術後に腱の癒着が生じた」ことによる可動域制限が認められると診断したが、同指の中手指節関節(MP)、近位指節間関節(PIP)のいずれも健側に比して1/2以上の運動制限を認める労働基準監督署(以下「監督署」という。)が行った可動域測定結果と符合することから、「一手の小指の用を廃したもの」(第13級の4)に該当すると判断する。

イ 右下肢の機能障害及び神経障害について

(ア) 機能障害について

D医師の股関節、膝関節、足関節の主要運動範囲測定結果はいずれの関節においても健側に比して3/4以上の可動域制限を認めず、監督署の測定結果とも符合することから、障害等級に該当しないものと判断する。

(イ) 神経障害について

請求人の右下肢不随意運動は本件災害後約3か月経過した平成○年○月○日から出現し、「平成○年○月○日右下肢の不随意運動・右下肢麻痺・腰痛・左手の拘縮」を後遺障害とD医師は診断しているものの、同医師は腰椎のMRI検査をしたが異常所見は認められず、右下肢の不随意運動・右下肢麻痺の発症原因と本件災害との因果関係を医学的に説明できない旨所見しており、当審査会としても、同判断は妥当であると考えことから、障害補償の対象とは認められないものと判断する。

イ 腰部及び胸部の神経障害について

請求人は、腰部及び胸部のひどい痛みを訴えるが、D医師は、腰部について「横突起骨折はありましたが明らかな神経学的所見はありませんでした。」及び胸部について「血気胸を伴うような激しい損傷以外肋骨骨折後に過度な疼痛を訴えることはほとんどありません。原因はわかりません。」と所見し

ており、請求人の胸腰部痛の原因を不明としており、当審査会としても、障害補償の対象とは認められないものと判断する。

- (3) すなわち、労災保険法における障害補償給付は労働者が業務上の事由により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき身体に障害が存する場合に、その障害の程度に応じて行うとされているところ、請求人の訴える左手の拘縮、下肢の不随意運動、胸腰部痛のいずれも本件災害との因果関係は明らかでない。

よって、請求人の不随意運動等による障害は、業務上の事由による障害と評価することはできないことから、当審査会としては、本件災害により請求人に残存した障害には「左手小指の用を廃した」もののみが該当すると判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第13級に应ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。